

地方分権の拡充に添った国の対応を求める意見書

新型コロナ対応では、感染拡大防止等の対策に取り組む指定都市の役割及び財源・権限が限定的であることから、現場の対応の遅れや医療機関に過大な負担を負わせるなど支障が生じた。また、大規模災害の対応では、災害救助法により、24年の能登半島地震など、本市も県と対等な団体として、被災地支援に迅速に対応している。

5月7日に審議入りした、第33次地方制度調査会答申を受けての「地方自治法の一部を改正する法律案」では、「個別法は、これまで発生した災害、感染症のまん延等の事態やその対応にあたり生じた課題等も踏まえて、備えるべき事態を適切に想定し、必要な規定を設けており、その見直しも重ねられている」とし、「平成12年の地方分権一括法によって構築された一般ルールを尊重しつつ、大規模な災害、感染症のまん延等の国民の安全に重大な影響を及ぼす事態において、国民の生命、身体又は財産の保護のため、国・地方を通じ的確かつ迅速な対応に万全を期す観点から、所要の見直しを行う必要がある」としている。

その趣旨からすれば、2000年の地方分権一括法により国と地方自治体が対等協力関係とされてきたことをふまえ、またこれまでの指定都市市長会からの「新型インフルエンザ特措法」及び、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく都道府県知事の権限を、希望する指定都市の市長に財源とあわせて移譲できるように求めてきた内容が尊重されるべきと考える。

また、法案では、「国又は都道府県の関与を行う場合」の想定について、個別法を超える具体的な事例があいまいなままであるにもかかわらず、各大臣が、「閣議の決定を経て」、「資料及び意見の提出の要求」や「事務処理の調整」等、「必要な指示をすることができる」としている。この点、個別法では、「緊急性」を要件として、国の指示権は認められているのに対し、自治事務であるにも関わらず、個別法の根拠規定なしに「緊急性」の要件を入れず、国の指示権を認めることは、地方自治の本旨に照らしても後退の懸念がぬぐえない。

よって、相模原市議会は、政府に対し地方自治法改正については、拙速に進めず、指定都市市長会ははじめ地方6団体、国民への丁寧な説明を行うとともに、地方自治体との協議を充分に行い、地方分権を拡充していく方向を弱めることのないように

強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

相 模 原 市 議 会

内 閣 あ て

令和6年5月28日提出

提出者	相模原市議会議員	五十嵐	千代
提出者	相模原市議会議員	榎本	揚助
提出者	相模原市議会議員	松浦	千鶴子
提出者	相模原市議会議員	桜井	はるな